

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="224 470 313 502">附 則</p> <p data-bbox="190 550 459 582">(診療応援手当の特例)</p> <p data-bbox="145 590 235 622">11 略</p> <p data-bbox="190 662 504 694"><u>(救急病院看護業務手当)</u></p> <p data-bbox="145 702 1097 885">12 <u>看護職員等処遇改善事業補助金の交付の対象となる県立病院に勤務する看護師、准看護師又は保健師が、令和4年1月1日から同年8月31日までの間に当該職員の所掌する看護業務に従事したときは、第9条の規定に関わらず、特殊勤務手当として、1月につき3,500円の救急病院看護業務手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="145 925 1097 1037">13 <u>育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3,500円」とあるのは、「3,500円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</u></p>	<p data-bbox="1209 470 1299 502">附 則</p> <p data-bbox="1176 550 1444 582">(診療応援手当の特例)</p> <p data-bbox="1131 590 1220 622">11 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の附則第12項及び第13項の規定は、令和4年1月1日から適用する。